

普通公衆浴場の入浴料金統制額の指定について

1 第1回懇談会について

- 普通公衆浴場の料金統制額の改定に向けて、令和4年12月22日に入浴料金懇談会を開催。
- 構成員からの主な意見は以下のとおり。
 - ・公衆浴場の厳しい経営状況から料金の最高統制額の引上げは必要である。
 - ・引上げに当たっては利用者負担の増に配慮してほしい。
 - ・厳しい環境にある公衆浴場事業者に対する行政の支援について検討を求める。
 - ・事業者には、利用者確保のため知恵を出し営業努力を求める。

2 改定（案）

(1) 改定額

	大人	中人	小人
改定額	440	150	70
(現行額)	(400)	(150)	(70)

(2) 適用日

令和5年4月1日

(3) 今後の対応

○利用者の急激な負担増を防止するため、激変緩和措置として以下のとおり改定する。

【改定①】 令和5年4月1日に 440円に改定する。

【改定②】 令和6年4月1日に 480円^{*}に改定する。

(※令和4年経営実態調査の結果を踏まえ、適正額が大幅に変動した場合は再検討)

○県が激変緩和措置を行うことにより、利用者への価格転嫁が十分にできないため、物価高騰等の影響を特に受けている燃料費及び電気代の価格高騰分(R5.4~R6.3)を事業者に補助する。(今年度の補助事業を5年度も継続)